

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書

(有明体操競技場)

平成 29 年 5 月

東 京 都

目 次

1. 東京 2020 大会の正式名称	1
2. 東京 2020 大会の目的	1
2.1 大会ビジョン	1
2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～	1
3. 東京 2020 大会の概要	2
3.1 大会の概要	2
3.2 東京 2020 大会の環境配慮	2
4. 有明体操競技場の概略	3
4.1 目 的	4
4.2 内 容	4
5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要	21
5.1 都民等の意見書の見解	21
6. 実施段階環境アセスメント手続の実施者	24
7. その他	24
7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業 についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過	24
7.2 意見見解書を作成した者の氏名及び住所並びに意見見解書の作成の全部又は 一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所	24

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

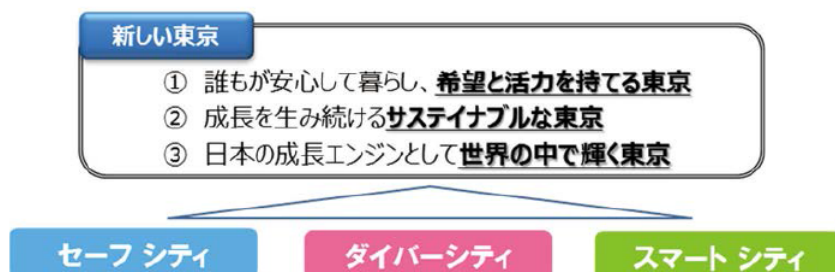


図 2.2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

4. 有明体操競技場の概略

本評価書案の対象である有明体操競技場の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

有明体操競技場は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が仮設で整備する約 12,000 人の客席数を有する競技場である。

大会前に組織委員会が本体建物やウォームアップ棟等の施設を整備し、大会後は、ウォームアップ棟は解体するとともに、本体建物を東京都が引き取り、表 4-2 に示すとおり展示場として 10 年程度活用する予定である。

東京 2020 大会では、オリンピックの体操、パラリンピックのボッチャの会場として利用される計画である（現時点（平成 29 年 5 月）の計画）。

表 4-1 有明体操競技場（大会時）の概要（予定）

項 目	内 容
競 技	オリンピック：体操 パラリンピック：ボッチャ
所 在 地	東京都江東区有明一丁目 7 番 4
地 域 地 区	用途地域：第一種住居地域 防火・準防火地域：防火地域 その他地域地区等：臨海副都心有明北地区地区計画、再開発等促進区
計 画 地 面 積	約 97,500m ² （大会時利用敷地面積）
施 設 用 途	展示場
工事予定期間	平成 29 年度～平成 31 年度
竣 工 時 期	平成 31 年度
【大会時イメージ図】	
	

表 4-2 本体建物（後利用時）の概要（予定）

項 目	内 容
計 画 地 面 積	約 36,500m ² （後利用時の本体建物建築敷地面積）
施 設 用 途	展示場
駐 車 台 数	附置義務台数 95 台及び荷捌き駐車施設 5 台（後利用時の本体建物建築敷地内）

4.1 目 的

有明体操競技場は、東京2020大会において、オリンピックの体操、パラリンピックのボッチャ会場として、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が仮設の競技施設を計画している。また、大会後は、本体建物を東京都が引き取り、展示場として10年程度活用する予定である。

本事業は、東京2020大会及び後利用の展示場を見据え、有明体操競技場の整備を行うものである。

4.2 内 容

4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江東区有明一丁目7番にあり、大会時利用敷地面積は、約97,500m²、後利用時の本体建物建築敷地面積は、約36,500m²である。

また、計画地の東側には、オリンピックのバレーボール、パラリンピックの車椅子バスケットボール（決勝）のための有明アリーナ、計画地の西側には、自転車競技（BMX）のための有明BMXコースが整備される計画である。

4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心の有明北地区に位置づけられている。臨海副都心は、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン改訂」（平成26年7月 東京都港湾局）では、有明北地区は臨海副都心のなかで主として居住機能を担う地区として期待されている。また、住宅とともに商業、業務、サービス、公共公益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、これらの機能がバランスよく複合した新たな市街地を形成していくとしている。

平成29年1月1日現在の江東区の人口は約51万人であり、世帯数は約26万世帯である。¹

昼間人口は約55万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、江東区有明一丁目においては昼間人口が夜間人口に比べてやや高い地域となっている。

²

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区有明一丁目においては運輸業、郵便業の事業所が17事業所、運輸業、郵便業の従業者数が約1千人となっている。³

¹出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成28年1月5日参照 江東区ホームページ）

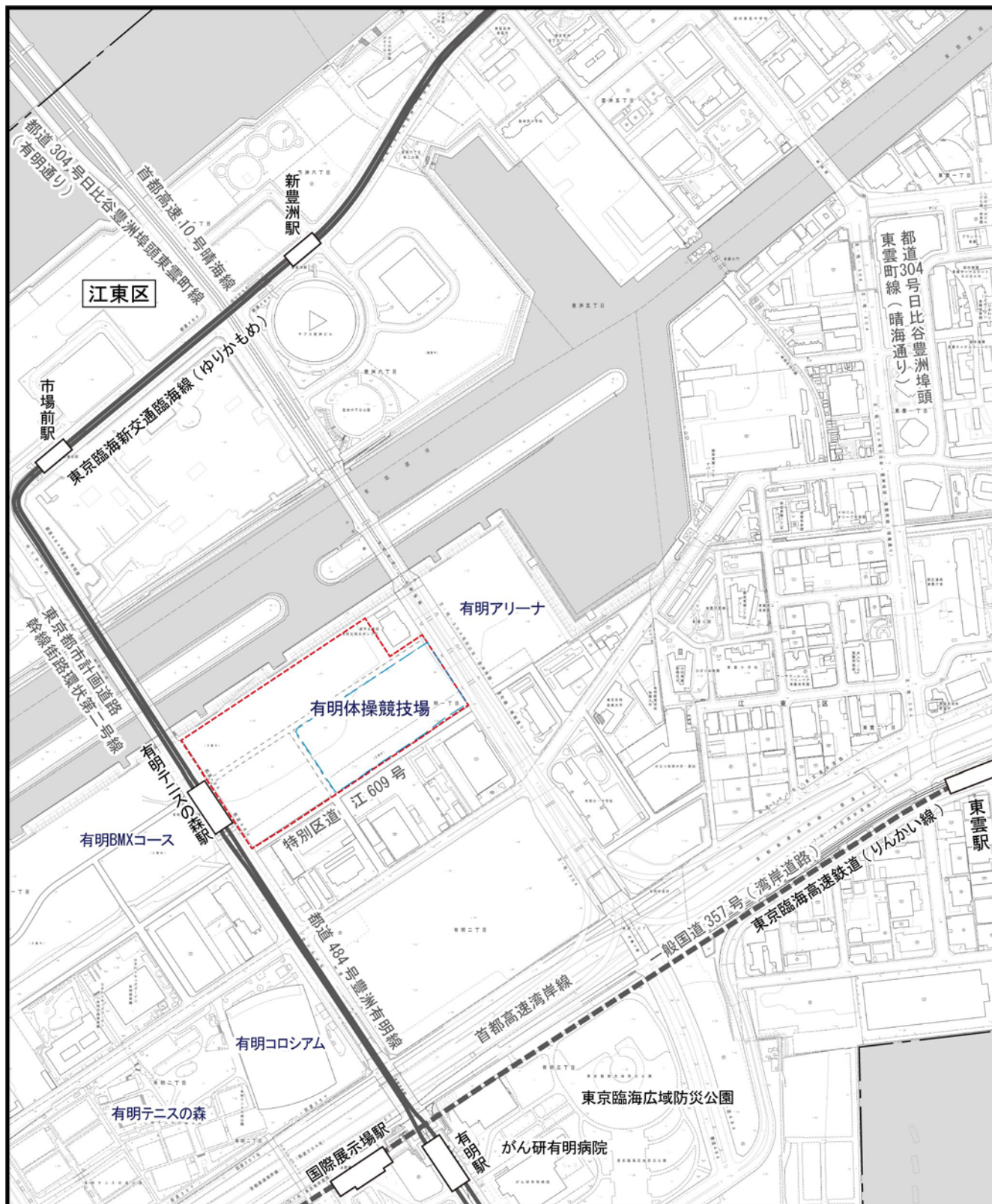
<https://www.city.koto.lg.jp/profile/koto/5353/15817/file/20170101.pdf>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成28年1月5日参照 東京都ホームページ）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成28年1月5日参照 総務省ホームページ）

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>



凡 例

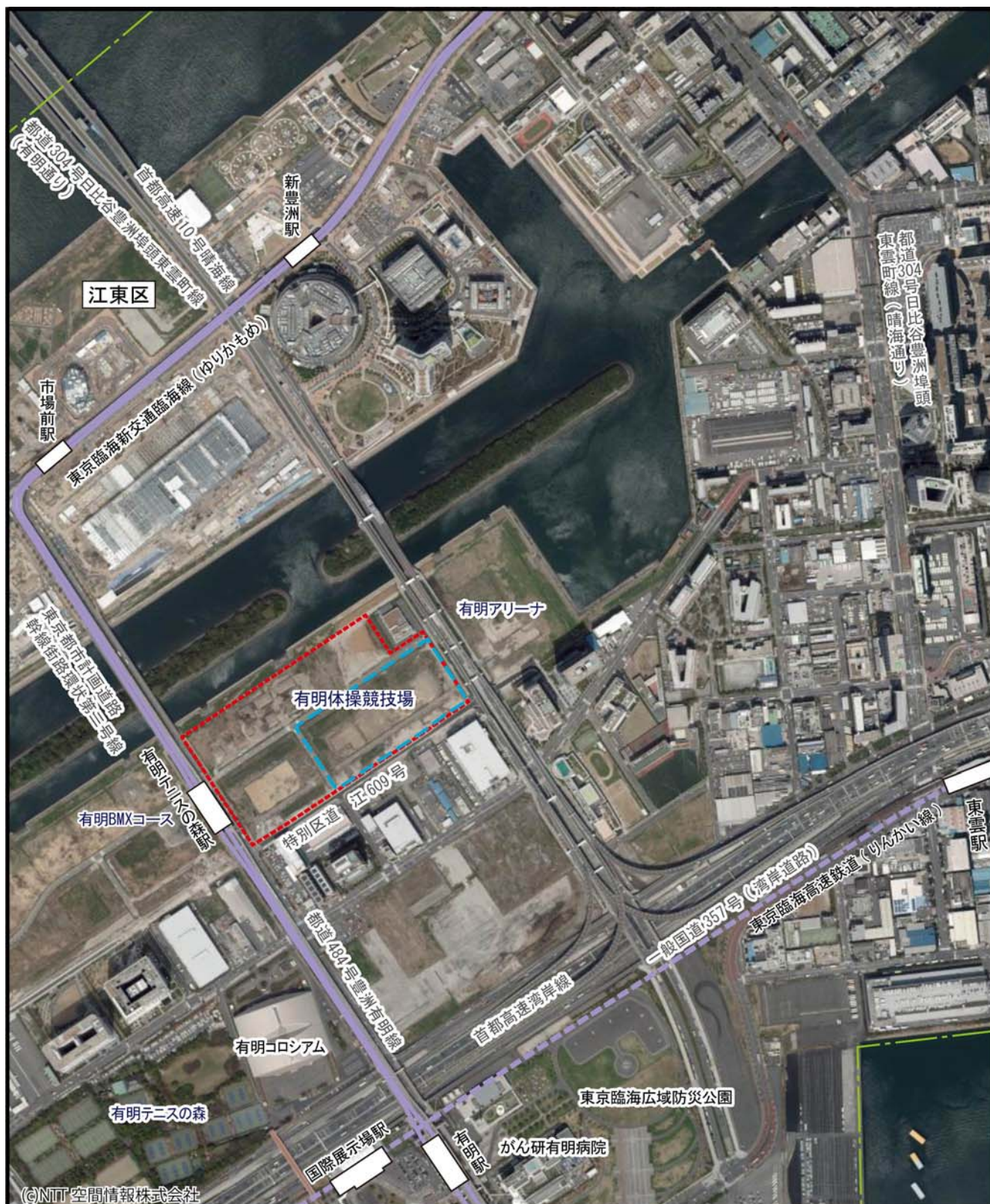
- 計画地(大会時)
- 後利用時本体
建物建築敷地
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線
(ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 4.2-1 計画地位置図



(©NIT 空間情報株式会社)

凡 例

計画地(大会時)

後利用時本体
建物建築敷地

区界

東京臨海新交通臨海線
(ゆりかもめ)

東京臨海高速鉄道
(りんかい線)



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

写真 4.2-1

計画地周辺の航空写真

4.2.3 事業の基本構想

(1) 基本設計の基本方針

基本設計の基本方針は、以下のとおりである。

① 湾岸地区の豊かな景観を活かした配置計画（世紀の祭典を彩る晴れやかなアプローチ）

■オリンピック時

- ・運河に連続する豊かなアプローチ空間
- ・掘削土を利用したバリアフリーアプローチ

■後利用時

- ・周辺環境の向上に寄与するオープンスペースの確保と有効活用

② 大屋根下に広がる開放的なコンコース空間（観客を迎え入れる日本らしい空間を形成）

- ・建物内部機能に呼応した無駄の少ない杯形状
- ・日本の文化を発信

③ アスリートファースト（選手が安全・快適に競技に集中できる環境）

- ・充実した競技及びウォームアップエリア
- ・選手関係者を第一優先した計画

④ コスト及び工期への配慮

- ・コンコースの外部化によるコスト縮減
- ・転用時の改修範囲の最小限化
- ・工事仮設の最小化

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

有明体操競技場の配置計画図及びイメージ図は、図 4.2-2 及び図 4.2-3 に示すとおりである。

東京 2020 大会時には、体操競技場となる本体建物、選手がウォームアップを行うウォームアップ棟を配置する。また、本体建物の北側には、本体建物掘削土を利用した緩やかなスロープとなるアプローチスロープを配置する。なお、その他仮設棟としてプレハブやテントを複数配置する予定であるが、現時点では、諸元や配置は未定である。

東京 2020 大会後は、ウォームアップ棟、プレハブ及びテントを解体するとともに、本体建物を展示場へと転用改修する。

主な建築物となる本体建物及びウォームアップ棟の計画概要は、表 4.2-1 に、断面図は、図 4.2-4 に示すとおりである。

表 4.2-1 本体建物及びウォームアップ棟の計画概要（予定）

項 目	本体建物	ウォームアップ棟
建 築 面 積	約 17,300m ² （大会時） 約 17,300m ² （後利用時）	約 4,200m ²
延 床 面 積	約 36,700m ² （大会時） 約 28,500m ² （後利用時）	約 4,200m ²
最 高 高 さ	約 31.0m	約 18.0m
階 数	地上 3 階	地上 1 階
構 造	鉄骨造、一部木造	鉄骨造
備 考	大会後は、展示場として 10 年程度活用を予定	大会後は、解体した後、広場として整備する予定

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

東京 2020 大会時の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

後利用時における施設の発生集中交通量は、イベント時において、約 1,000 台（台 T.E./日）程度となる計画である。

(3) 駐車場計画

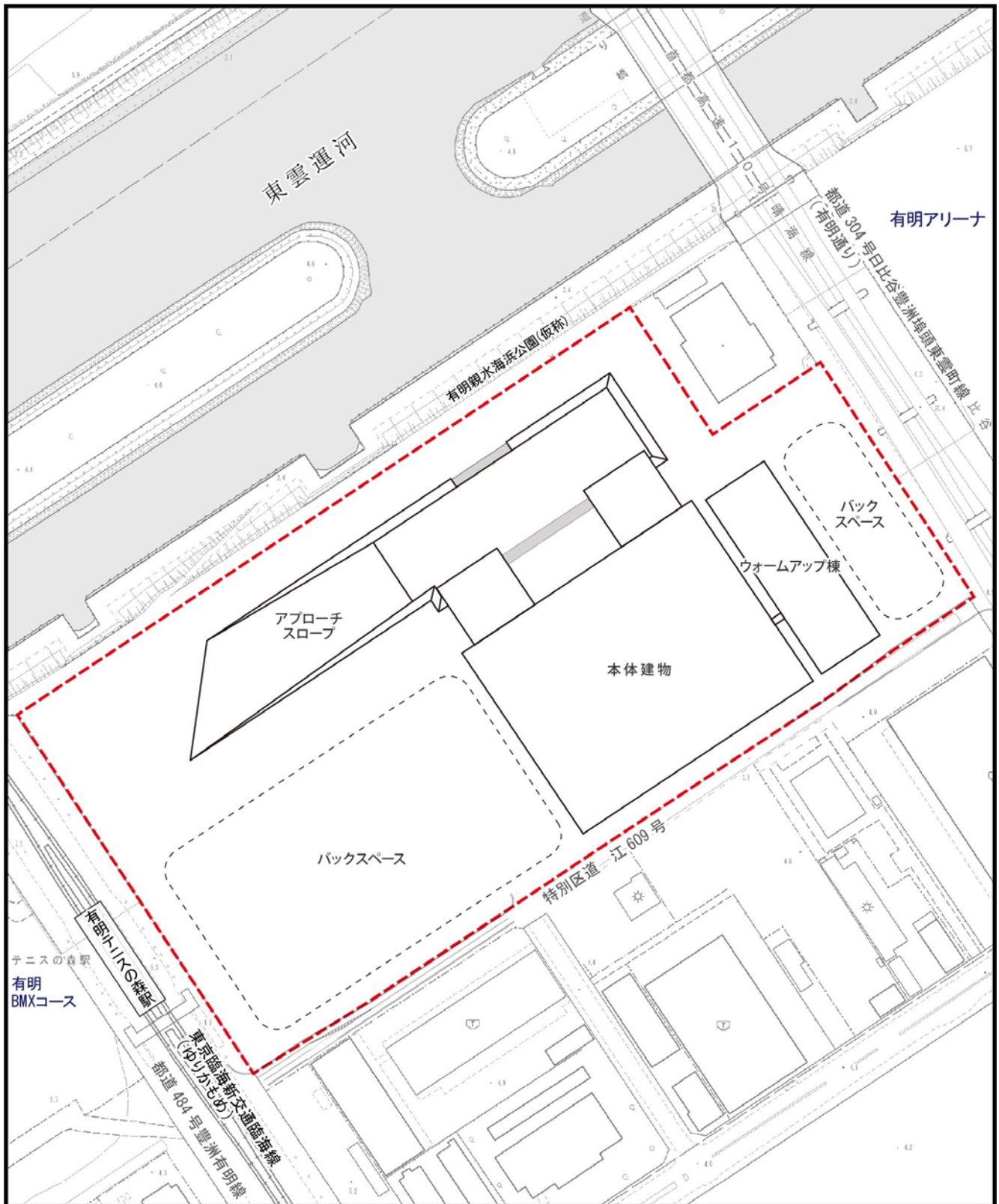
東京 2020 大会時には、計画地内の西側に駐車場を配置する計画である。

大会後の後利用時には、計画地内の本体建物の東側に附置義務に基づく駐車場（95 台）を配置する計画であり、計画地北側の特別区道 江 625 号から計画地に入出場する計画である。また、荷捌き駐車施設 5 台のほか、本体建物建築敷地の西側にも敷地外駐車場（320 台）を確保する計画である。

(4) 歩行者動線計画

東京 2020 大会時の観客の出入動線は、現時点では未定である。

大会後の後利用時の歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりであり、最寄りの東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）の有明テニスの森駅からは、特別区道 江 609 号を経て、計画地西側からアクセスする計画である。東京臨海高速鉄道（りんかい線）国際展示場駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び特別区道 江 609 号を経てアクセスする計画である。



凡 例

計画地(大会時)

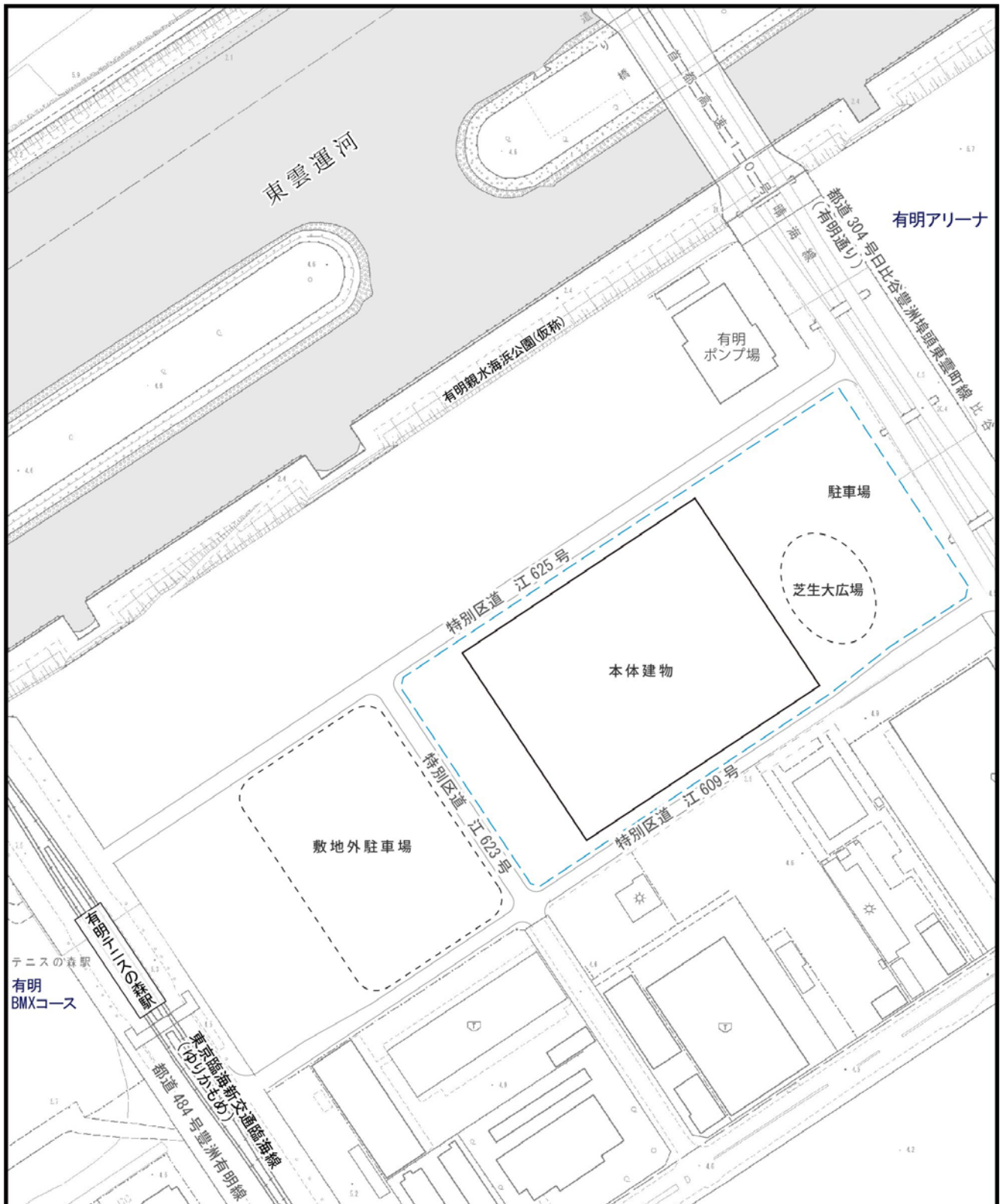


Scale 1:3,000

0 30 60 120m

図 4.2-2(1)

配置計画図(大会時)



凡 例

後利用時本体
建物建築敷地



Scale 1:3,000

0 30 60 120m

図 4.2-2 (2)

配置計画図 (後利用時)



図 4.2-3 イメージ図 (大会時)

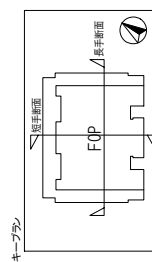
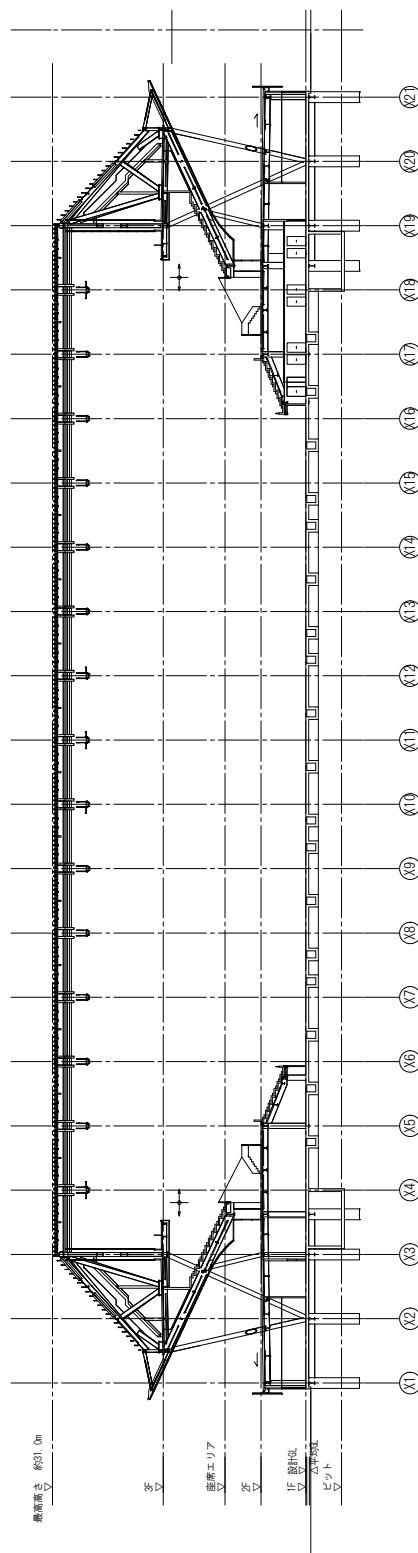
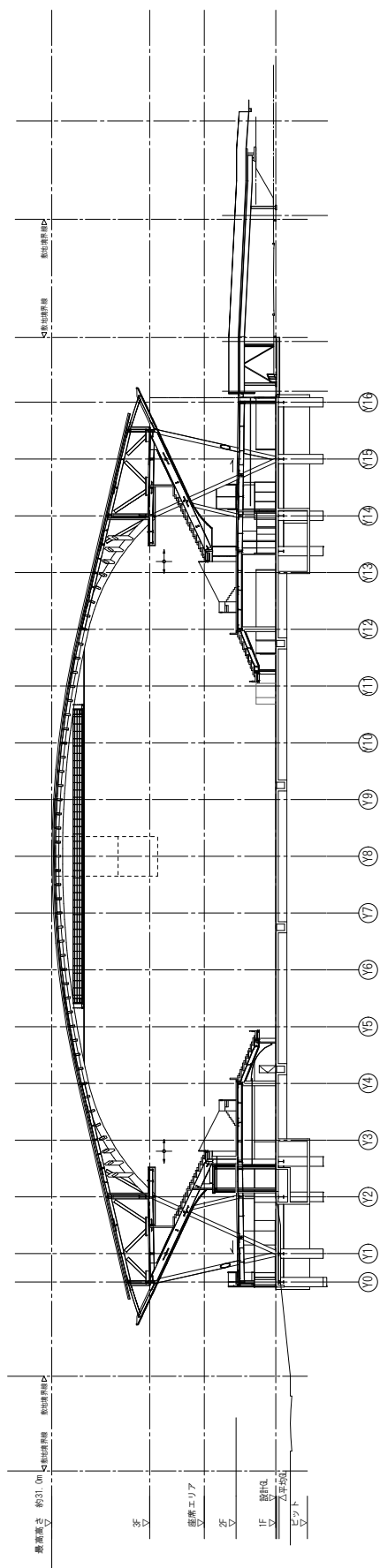


図 4.2-4 (1) 断面図 (本体建物)

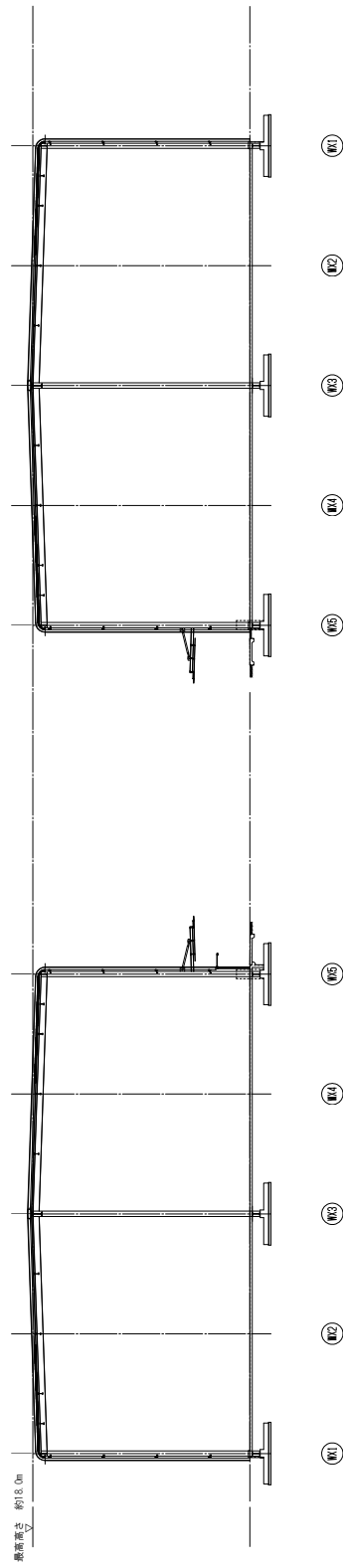
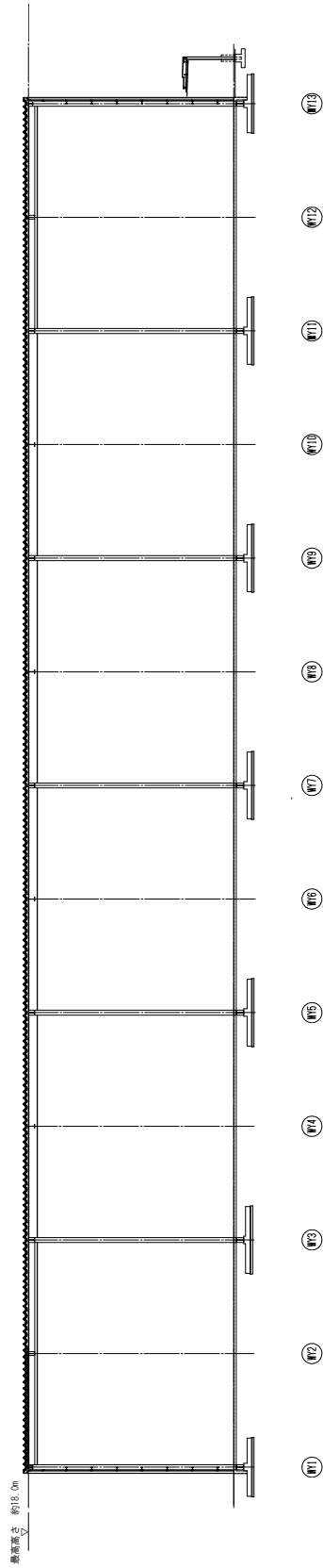


図 4.2-4 (2) 断面図 (ウォームアップ棟)

(5) 設備計画

上水給水設備は、計画地南側より引き込み受水槽に接続する計画である。排水は、雨水と汚水を分流し、それぞれ公共下水道へ放流する。

電力は、本線・予備電源の2回線にて引き込む計画である。また、保安・防災電源用に非常用発電機を設置する計画である。東京2020大会時は、外構に仮設受変電設備及び仮設発電機を設置する計画である。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、江東区清掃リサイクル条例（平成11年江東区条例第34号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

なお、本体建物の掘削土は、計画地北側へ土盛りし、アプローチスロープを造成する。また、大会後の本体建物の展示場への転用改修に当たっては、木材を利用した観客席を内装材としてリユースを行うなど、大会後の資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る計画である。

(7) 緑化計画

緑化計画は、表4.2-2及び図4.2-6に示すとおりであり、大会後の後利用時の敷地面積に対して、江東区みどりの条例（平成11年江東区条例第36号）における緑化基準（地上部基準緑化面積約3,600m²、建築物上基準緑化面積約7,700m²、接道部基準緑化延長約560m）を満たす緑地を確保する計画であり、今後、植栽樹種や配置を検討する。

また、計画地南側のにぎわいロードには、高木の列植を行い、木陰を創出する。計画地東側には、イベントにも利用される近隣住民の大きな広場となる芝生大広場を整備するほか、計画地西側には、木陰の下で休憩できるベンチスペースや人が留まることのできるにぎわい広場を整備する計画である。

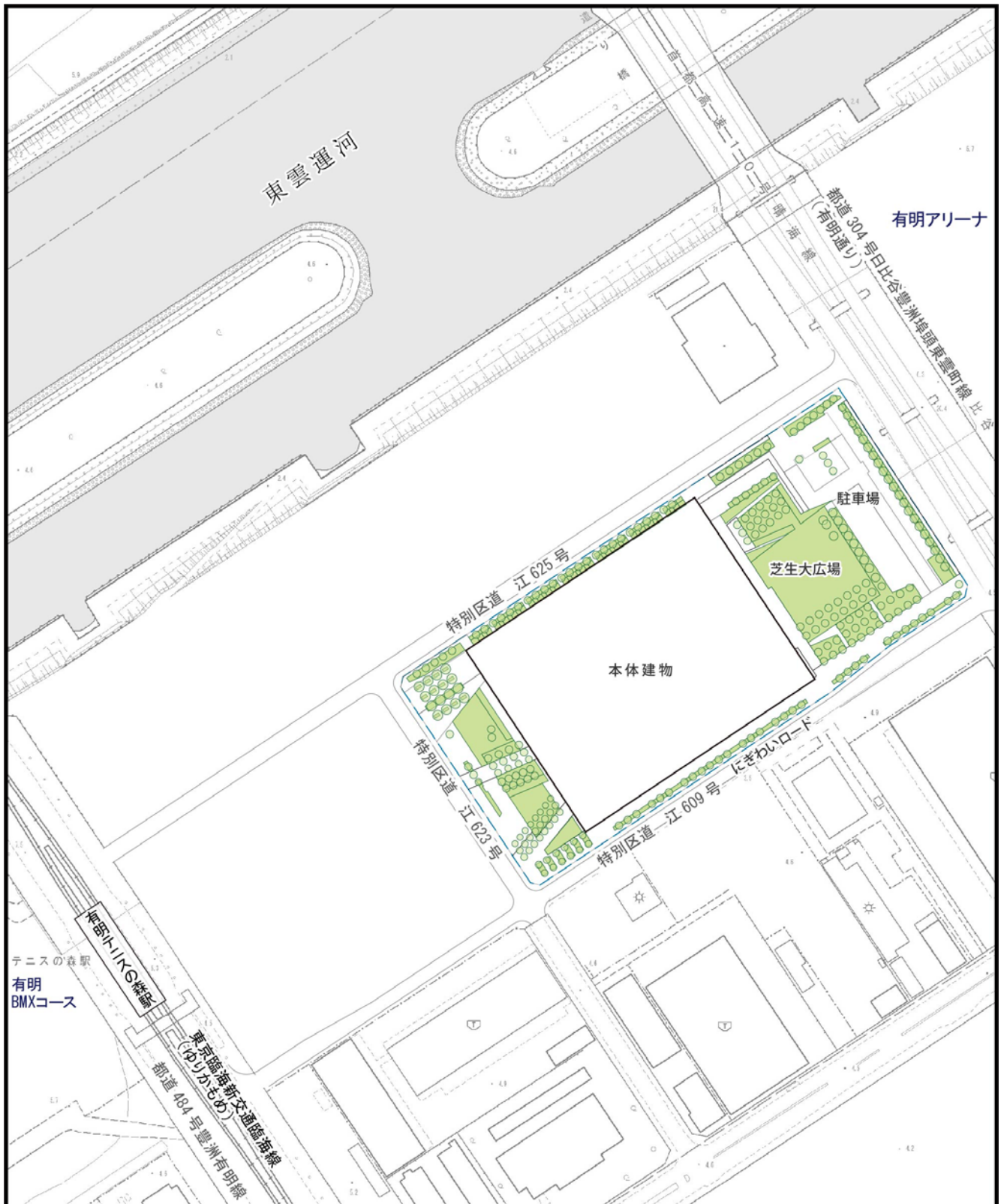
なお、緑化面積等は、今後の関係機関との協議により変更がありうる。

表4.2-2 計画緑化面積及び必要緑化面積

基準等	計画緑化面積	必要緑化面積
江東区みどりの条例	11,300m ²	11,300m ²

注1) 計画緑化面積は、地上部緑化及び建築物上緑化の合計値を示す。

2) 緑化計画については、関係機関との協議により変更がありうる。



凡 例

後利用時本体
建物建築敷地

植栽



Scale 1:3,000

0 30 60 120m

図 4.2-6 緑化計画図（後利用時）

4.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、今後、関係機関との調整により変更がありうる。

(1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、平成 29 年度から平成 31 年度の 23.5 か月であり、これに土木工事（造成工事、地盤改良工事、プレロード）及び建築工事の準備工事を含めると 29 か月を見込んでいる。なお、東京 2020 大会後に実施するウォームアップ棟等の仮設施設の解体工事、本体建物の展示場への転用改修工事の実施時期については、現時点では平成 32 年度を予定している。

工事工程は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 全体工事工程

工種/工事月		6	12	18	24	30
建築工事	準備工事	■				
	杭工事	■	■			
	山留・土工		■	■		
	基礎躯体工事		■	■		
	地上躯体工事		■	■	■	
	仕上工事			■	■	■
	外構工事				■	■
土木工事	造成工事	■				
	地盤改良工事、プレロード	■				
	舗装工事				■	■

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 建築工事

ア. 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行う。

イ. 杭工事

基礎工事として、主に杭を打設するほか、一部では直接基礎を構築する。

ウ. 山留・土工

山留の後、地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。

エ. 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。

オ. 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、地上階の鉄骨建方、床設置、屋根架構等を行う。

カ. 仕上工事

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

キ. 外構工事

建物周辺の舗装等の外構工事は、主に躯体工事完了後に実施する。

2) 土木工事

ア. 造成工事

計画地内の地盤面の造成を行う。

イ. 地盤改良工事、プレロード

盛土予定地にあらかじめ盛土による荷重を載荷し、地盤改良を行う。

ウ. 舗装工事

外構部の舗装を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-7 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）、都道 484 号豊洲有明線、特別区道 江 609 号（都道 484 号豊洲有明線以東）を通り、計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、有明体操競技場工事着工後 24 か月目及び 26～27 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 60 台/日、小型車 70 台/日、合計 130 台/日を予定している。計画地に隣接する有明アリーナ整備に伴う工事用車両との合計台数のピークは、有明体操競技場工事着工後 24 か月目及び 26 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 214 台/日、小型車 90 台/日、合計 304 台/日を予定している。

工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等を行うことがないよう、運転者への指導を徹底する。

(4) 建設機械

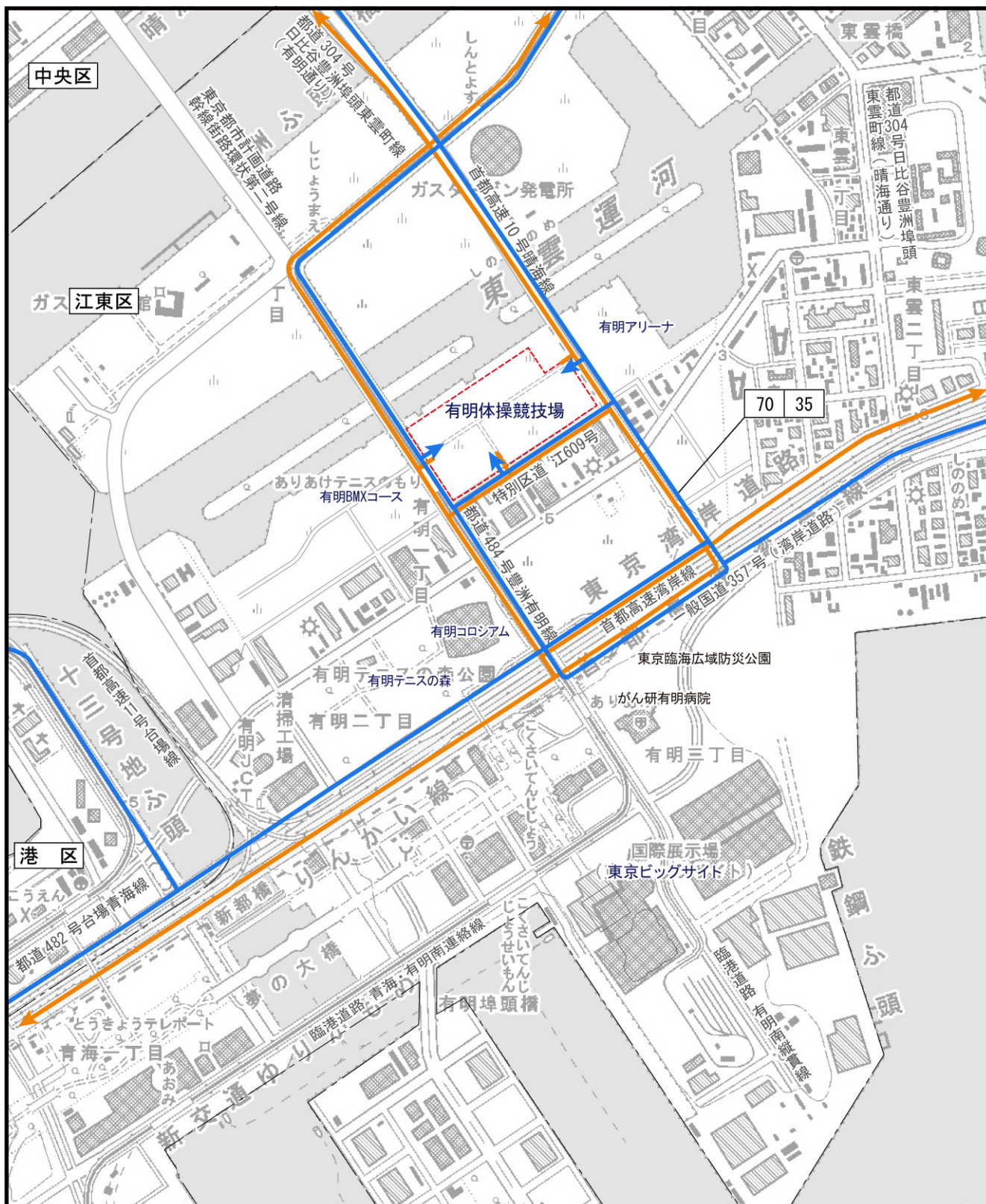
各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-4 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表 4.2-4 主な建設機械（予定）

工 種		主な建設機械
建築工事	準備工事	バックホウ
	杭工事	三点式杭打機、移動式クレーン、油圧シャベル、発電機、ラフタークレーン
	山留・土工事	バックホウ
	基礎躯体工事	ラフタークレーン
	地上躯体工事	クローラクレーン、ラフタークレーン
	仕上工事	ラフタークレーン
	外構工事	バックホウ
土木工事	造成工事	バックホウ、ブルドーザ
	地盤改良工事、プレロード	バックホウ、ロードローラ
	舗装工事	油圧圧砕機、バックホウ、ブルドーザ、タイヤローラ、振動ローラ

注) 建設機械の種類は今後変更の可能性がある。



凡 例

--- 計画地(大会時)

--- 区界

→ 工事用車両集中ルート

← 工事用車両発生ルート

工事用車両(集中)
交通量(台/日)

工事用車両(発生)
交通量(台/日)



Scale 1:15,000



図 4.2-7 工事用車両の走行ルート

4.2.6 供用の計画

本事業で整備する有明体操競技場は、平成 31 年度までに竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、大会後は、本体建物を東京都が引き取り、展示場として 10 年程度活用する予定である。

5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	2

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

5.1 都民等の意見書の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等、騒音・振動
意見の内容	実施者の見解
現在の晴海選手村建設においても、都道 4 8 4 号線、及びそれにつながる生活道路、環状 2 号線有明区間、及びそれにつながる生活道路に工事車両が、待機、休憩のため違法駐車されております。またアイドリング状態のため周辺の空気が悪化されております。 有明体操競技場の建設におきましても、同様の状態が予想されます。工事関係者警備による工事車両の誘導、および江東区・中央区の見回り、警視庁の見回りときめ細やかな取り締まりが重要かと思えます。 豊洲 6 丁目につきましては、警視庁の違法駐車重点監視区域から外れており、工事車両の違法駐車が深刻になることが予想されます。重点監視区域の指定もあわせてご検討されることを期待します。	工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としています。 また、工事用車両を極力施工ヤード内に誘導するとともに、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画としています。 なお、選手村（晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業）の建設工事においては、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底しています。引き続き、周辺への影響の低減に努めます。

項目	2. 大気等
意見の内容	実施者の見解
区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。 大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高いので、建設機械については、原動機を含めて最新の排出ガス対応型の建設機械の導入、工事工程の平準化等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。	工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努める計画としています。

項目	3. 緑
意見の内容	実施者の見解
敷地内の緑化について、「江東区みどりの条例」に基づき、十分に事前相談を行ったうえ、緑化計画書を提出されたい。 植栽計画樹種については、東京湾岸に生育可能であることのほか、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考に、植栽地の環境に適した在来種を植栽するように配慮されたい。	計画地の緑化計画は、大会後の後利用時の敷地面積に対して、「江東区みどりの条例」における緑化基準を満たす計画としています。 事前に区と十分に相談を行うほか、本ご意見を参考に、植栽樹種を検討していくこととしています。

項目	4. 騒音・振動
意見の内容	実施者の見解
工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。建設機械の稼働に伴う騒音・振動に関しては、規制値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。	工事の実施に当たっては、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用するほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努める計画としています。 また、工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う計画としています。

項目	5. 景観
意見の内容	実施者の見解
本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。 東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議されたい。	今後、条例等を踏まえ適切に対応していくこととしています。

項目	6. 廃棄物
意見の内容	実施者の見解
施設整備により発生する廃棄物や大会後撤去予定の設備については、全てリユース・リサイクルされたい。	施設整備により発生する建設汚泥、建設廃棄物等については、再資源化施設への搬出等により極力再利用に努める計画としています。

項目	7. 温室効果ガス
意見の内容	実施者の見解
「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とされたい。	本事業の実施に当たっては、高効率型照明器具の導入、空調設備における自動制御設備の導入、自然採光や自然通風の利用、大庇による日射遮蔽、卓越風を取り込む建物形状及び配置等により、効率的利用を行う計画としています。 また、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の短期使用において、S ランクの性能を有する建物となるよう設計、施工を目指すほか、「東京都建築物環境計画書制度」における「建築物の熱負荷の低減」及び「省エネルギーシステム」区分について、評価段階3を目指す計画としています。

項目	8. 交通渋滞
意見の内容	実施者の見解
有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMXコース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も予定されている。 地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。	工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事現場周辺の環境保全に努める計画としています。 工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努める計画としています。 また、有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。

項目	9. 交通安全	
意見の内容		実施者の見解
整備地周辺は学校や高層住宅が多く、子どもを含む歩行者・自転車利用者が多数通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい。 江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。 会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握と、駐輪スペースを確保されたい。		工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努める計画としています。 また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させる計画としています。

6. 実施段階環境アセスメント手続の実施者

〔実施者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

7. その他

7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

有明体操競技場の実施段階環境アセスメントの経過は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 有明体操競技場の実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	平成 29 年 2 月 14 日
意見を募集した日	平成 29 年 2 月 14 日～平成 29 年 3 月 30 日
都民等の意見	2 件

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

7.2 意見見解書を作成した者の氏名及び住所並びに意見見解書の作成の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

〔作成者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

〔受託者〕

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（29都市基交第125号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

平成 29 年 5 月発行

登録番号 (28) 98

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書

(有明体操競技場)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会施設部調整課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

